

滋賀県産業立地環境PR動画作成業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

- (1) 委託業務の名称：滋賀県産業立地環境PR動画作成業務
- (2) 委託業務の内容等：本実施要領および業務委託仕様書による
- (3) 委託期間：契約締結日から令和7年8月22日まで
- (4) 予定価格：499,950円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む。）

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】大分類：役務 中分類：映像・音声情報製作

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

3. 説明会

説明会は実施しない。

4. プロポーザルにかかる質問および回答

- (1) 質問方法：質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールにより、下記10.に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限：令和7年4月22日（火曜日）17時00分
- (3) 回答方法：質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。
（滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 工業 > お知らせ・注意）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>
- (4) 回答期日：質問を受け付けた日から起算して3開庁日以内を目途に回答する。

5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類の種類・様式
 - ア 応募申込書（別添様式1）
 - イ 事業者概要（別添様式2）
 - ウ 企画提案書等 正1部 副4部

- ・企画提案書の形式 A4 サイズ（縦書き・横書き不問）、枚数は制限しない。
- ・ねらいや構成、ナレーション等の説明、業務に関するスケジュールについて記載すること。
- ・過去に類似業務の実績を有している場合は、過去の実績を記載すること。ウェブで確認が可能な場合は、当該サイトの QR コードまたは URL を掲載すること。
- ・副本 4 部は、提案者名および提案者を推測できる印影等を記載しないこと。

エ 見積書 正 1 部 副 4 部

- ・副本 4 部は、提案者名および提案者を推測できる印影等を記載しないこと。

オ 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合） 各 1 部

- ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
 - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ③ 高年齢者就業確保措置を講じている場合には、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
 - ④ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合には、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ⑤ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書の写し
 - ⑥ 「しが障害者施設応援企業」認定がある場合：同認定通知書（滋賀県発行）の写し
 - ⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定がある場合：同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ⑧ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証通知（滋賀県発行）の写し
 - ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合：同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ⑩ 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合は、ISO14001（審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書の写しまたはエコアクション 21、KES、エコステージの認証、登録証の写し
- (2) 提出期限：令和 7 年 5 月 2 日（金曜日）17 時 00 分
- (3) 提出方法：下記 10. に示す場所に持参または簡易書留郵便による郵送とすること。

6. 審査概要

- (1) 審査概要：当課において、3 名の委員をもって設置する審査会において、提出された企画提案書による審査を行う。

審査会開催日 令和 7 年 5 月 14 日（水）

- (2) 審査基準

評価項目	着眼点	評価点
企画力	当事業の目的を理解し、作品に反映されているか	30 点

表現力・訴求力	企業が立地する環境としての魅力をわかりやすく表現できているか 企業の関心を引く内容となっているか	30 点
経済性	見積価格は適正であるか ※見積価格の評価は以下のとおりとする 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	16 点
実績	これまでに類似業務の実績を有しているか	12 点
地域性	県内に本社を有する事業者かどうか	2 点
	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	2 点
	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	2 点
	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	2 点
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	2 点
	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2 点
合 計		100 点

7. 契約予定者の決定方法

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししない。

8. 結果通知

企画提案の採否については、参加者全員に書面により通知する。

ただし、採用が決定した者が途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

9. その他

- (1) 提出書類の提出期限に遅れた場合や、参加に必要な要件および企画提案書の記載内容に仕様を満たしていないと認められる場合等は、失格となる場合がある。
- (2) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 提出された企画内容については、協議のうえ、変更できるものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 書類等の提出先および問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部産業立地課 担当 野田、西沢

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3792 メール：fa01@pref.shiga.lg.jp